

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供（その23）

FAX2枚

令和2年7月9日

医療機関各位

（一社）熊本市医師会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する情報提供等について

今般の新型コロナウイルス感染症について、状況や対応は日々更新されていますので、詳細につきましては、厚生労働省・日本医師会・県医師会・熊本県・市のホームページ等をご参照頂き、最新情報の入手にお努めください。

## ①新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について

電話や情報通信機器を用いた診療等につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、時限的・特例的な取扱いがされているところですが、電話や情報通信機器を用いた診療を実施される場合はご報告をお願いします。

また、電話や情報通信機器を用いた診療等を実施なさる場合は、厚生労働省作成リーフレットの活用や貴院ホームページ等により、患者への周知にご協力をお願いします。

### 1. 熊本県への報告

#### （1）提出様式

①電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票 別紙1-2

②医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況検査票

別紙2-2

※様式①：すでに提出されている場合は、改めての提出は不要

※様式②：「初診」から電話や情報通信機器を用いた診療のみ記載

#### （2）提出期限

様式①：随時

様式②：毎月の実績を翌月第2金曜日の前々日まで

#### （3）提出先

熊本県医療政策課に電子メール又はFAXで提出

電子メール：[iryouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:iryouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp)

F A X：096-385-1754

### 2. 様式等掲載（ホームページ）

#### ○熊本県への報告様式等

[https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_32415.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_32415.html)（熊本県）

※熊本県ホームページでは、厚生労働省ホームページのリンク案内もしています。

#### ○リーフレット、医療機関の一覧等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/rinsyo/index\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html)（厚生労働省）

お問い合わせ先

医療政策課総務・医時班 田代、岡田

TEL 096-333-2205（直通）

②新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療関係施設等に対する融資について

- ・独立行政法人福祉医療機構（WAM） 無担保・無利子

※WAM ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構相談窓口	
	医療貸付専用ご相談フリーダイヤル	0120-343-863
	※携帯電話等でつながらない場合	03-3438-0403

- ・県医師信用組合 熊本県制度融資（セーフティネット） 無担保・利子補助  
新型コロナウイルス対応融資（医師信用組合独自商品）

お問い合わせ	熊本県医師信用組合 担当 永山	096-354-3000
--------	-----------------	--------------

③熊本県医師会ホームページの会員向け情報に次の資料が掲載されます。

- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養及び自宅療養に係るマニュアル等の改訂について
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件の取扱いについて
- ・「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告」に関する再周知並びに「実施状況の報告の回答形式の変更」について
- ・「緊急医療人材等確保促進プラン」の実施にあたっての厚生労働省からの情報の提供について（医療のお仕事 Key-Net）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部訂正について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その23）
- ・感染症発生動向調査事業実施要綱一部改正に係る新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の運用等について
- ・令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて
- ・厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その19～20）」の送付について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いの一部改正等について

新型コロナウイルス感染症に関するご意見、ご質問等について

標記に関するご意見ご質問等、市医務局まで FAX（096-366-3628）または、

電子メール（[office@city.kumamoto.med.or.jp](mailto:office@city.kumamoto.med.or.jp)）にて、お寄せください。

熊本市医師会ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する情報提供）参照 <http://www.city.kumamoto.med.or.jp/2019corona/index.html>